

養育費受け取り支援事業について

1 目的

昨年 8 月に実施した児童扶養手当受給者アンケートでの養育費の受け取り状況は、養育費を受け取れる者のうち、約半数が取り決めをしておらず、受け取りも全体の約 2 割にとどまっている。

このことから、親の離婚による子供の経済的な負担を最小限にとどめ、その健やかな成長を支えるとともに、ひとり親家庭が貧困に陥ることのない安定した生活をおくることができるよう、受け取り支援を行う。

2 事業内容

(1) 事業周知と養育費に対する意識の啓発

相談や離婚届出時等の機会を捉え、啓発チラシを配付

(2) 相談支援

① 母子父子自立支援員による「子供の養育プラン」作成支援

② 離婚に関する区の法律相談や都等の専門相談による支援

(3) 公正証書作成等手数料補助

継続的な養育費の受け取りができるよう債務名義となる公正証書作成等を促し、その手数料等の補助を行う。

① 補助対象者

離婚を考える父母、母子家庭の母又は父子家庭の父

② 補助対象となる費用

公正証書作成に要する公証人手数料、家事調停の申立てに要する印紙代、家事審判の申立てに要する印紙代等

③ 補助金額

補助対象となる費用の合計額（上限 3 万円） ※ 1 人 1 回限り

3 予算額

歳入 2 2 8 千円（国補助金 1/2・都補助金 1/4）

歳出 3 0 5 千円

4 周知について

広報たいとう、区ホームページ、ツイッター等

5 スケジュール

令和 4 年 4 月

事業開始

～養育費に関する支援体制～

